

住 安 第 3158 号
令和 4 年 3 月 29 日

関係団体各位

静岡県くらし・環境部建築住宅局
建築安全推進課建築確認検査室長

「静岡県建築基準条例第 10 条の解説 詳細版」の改定について（通知）

日頃より、県の建築行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

静岡県建築基準条例第 10 条（がけ条例）については、平成 30 年 8 月に「静岡県建築基準条例第 10 条の解説 詳細版」により静岡県の取扱いの統一が図られたところですが、今回土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）による土砂災害特別警戒区域の一巡目指定が完了したことを踏まえ、県の取扱いを下記のとおり改定し、県ホームページで公開しました。

については、設計業務の参考としていただくよう貴団体会員各位への周知をお願いいたします。

記

1 取扱い

「静岡県建築基準条例第 10 条の解説 詳細版」（令和 4 年 4 月版）

2 改訂箇所

がけ下に建築する場合の基礎立上がりによる対応について追加（p25～27）

3 適用時期

令和 4 年 4 月 1 日以降に確認申請書を提出するものから適用

※従前の取扱いにより設計したもので改定後の取扱いに合致しないものは、個別にお問い合わせください。

4 その他

- ・ 県ホームページ：<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-340/>
- ・ 静岡県が特定行政庁となる建築物が対象です。

担 当 建築確認検査班 平野
電話番号 054-221-3075
F A X 054-221-3567